

指定管理者が行う市場活性化事業

担当課：大阪府中央卸売市場

事務事業の概要	検出事項	監査の結果
<p>1 府は平成 24 年度より市場経営の効率化と市場の活性化を目的として指定管理者制度を導入（～平成 28 年度）した。</p> <p>2 指定管理者が行う市場活性化事業</p> <p>(1) 市場の活性化及び競争力の強化に資することを目的とする。</p> <p>(2) 一般管理費の縮減額（平成 24 年度は 58 百万円）を予算の範囲内として事業を実施する。</p> <p>(3) 指定管理者は、毎年度、当該事業年度の前年度の 2 月末日までに市場活性化事業計画書を府に提出し、府は内容を審査する。</p> <p>(4) 指定管理者は、事業年度終了後、市場活性化事業の実施状況及び実施に要した経費の収支状況を府に報告し、府は速やかに確認を行う。</p> <p>【参考：大阪府中央卸売市場の管理運営業務契約書（抜粋）】</p> <p>第10条 大阪府中央卸売市場管理センター株式会社（以下「乙」という。）は、指定管理者制度を導入することによる一般管理費（人件費、事務費）の縮減額を原資として、市場の活性化及び競争力の強化に資するための事業（以下「市場活性化事業」という。）を実施するための経費として、活性化事業費を設ける。</p> <p>2 乙は、活性化事業費を活用して、乙が指定申請時に提案した事業その他の市場活性化事業を実施する。</p> <p>3 乙は、毎事業年度の終了後、当該事業年度における活性化事業費の実績額が計画額（予算額）を下回った場合は、当該下回った差額を精算金として甲に納付し、上回った場合は、当該上回った差額を負担する。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、乙は、当該事業年度の活性化事業費の実績額が計画額（予算額）を下回った場合において、甲の承認を得たときは、当該下回った差額を翌事業年度以降平成28年度までの活性化事業費に充当することができる。</p>	<p>1 指定管理者は、市場活性化事業費として 58 百万円を執行したが、平成 24 年度については、収入（売上高割使用料及び面積割使用料）が計画比減少しており、「市場の活性化及び競争力の強化に資する」との効果の発現が見てとれない。</p> <p>2 現状の市場活性化事業の実施状況及び経費の収支状況の報告では、当初に提出された計画書との関連が一覧で把握できず、市場の収入増につながる効果的な使い方を行っているかの把握、チェックが困難であり、今の様式では不十分である。</p>	<p>1 活性化事業費は効果の発現を図りにくい費用であり、活性化に貢献しない費用が計上されるリスクが存在しているため、市場活性化事業計画書の審査の際に厳格なチェックをする必要がある。</p> <p>2 活性化事業費が指定管理者と合意された当初の目的を達成するために効果的に使われているか、容易にチェックできるような報告様式に見直す必要がある。</p>
事務事業を所管する大阪府中央卸売市場の見解		
<p>1 活性化事業については、指定管理者制度の導入の趣旨からも、民間のノウハウを活用すべく指定管理者からの提案により実施するもの。</p> <p>2 活性化事業の中には、施設の美化整備や食育活動の面を持った事業もあり、全てが取扱高の増加に直結するものではないが、市場の活性化につながるものと認識している。</p> <p>3 指定管理者からは四半期ごとに実績報告の提出を受けており、その際事業内容についてヒアリングを行っている（PDCAサイクルを回している）。</p> <p>4 事業の中身が効果の発現にどうつながっているか、府民にもわかりやすく説明できるよう指定管理者と話し合いながら進めていく。</p>		
委員意見		
<p>府は、事業計画書の審査の際に厳格なチェック（例えば、目的に対して効果的な使用であるか、無駄な経費の使い方にならないか。）を行った上で、活性化事業費が「市場の活性化及び競争力の強化に資する」ために使われているかを容易にチェックができる報告様式に改め、指定管理者と合意されたい。</p>		
措置の内容		
<p>従前の様式では、事業計画書においては事業内容、事業費及び実施予定の記載にとどまっておらず、また、実績報告書との様式の統一性がなかった。そのため、活性化事業費のよりの確かな進捗管理を実施できるよう、事業目的・効果の記載を求めるとともに、計画書と報告書との統一性を確保する様式に改めた。今後とも、指定管理者と連携し、市場の活性化に努める。</p>		